◆市民税の所得割額の確認方法

市民税が給与から引かれている方

6月頃に職場から通知される「市・県民税特別徴収税額の決定通知」で確認できます。

市民税を納付書又は口座振替で納めている方

6月頃に市から通知される「市民税・県民税課税計算明細書　兼　税額決定（納税）通知書」で確認できます。

・保育料に係る市民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の適用はありません。
・保護者の市民税所得割額を「保育料（利用者負担額）基準額表」にあてはめると月額保育料の目安が分かります。
　ただし、実際の算定額と異なる場合があります。

※上記通知以外の確認方法として、１日１日時点で住民登録のある市区町村で市区町村民税課税非課税証明書を取得できます。

◇市民税の見方について

保護者の方の**“市民税の所得割額”（以下「所得割額」）**を合算することになります。ただし、計算された**“所得割額”**から**“調整控除額”と“税額調整措置による税額調整”**を差し引いた額が保育料算定の額となります。
別紙で記載のとおり**“所得割額”**が課税されていない場合は、**“均等割額”**の金額を確認します。
なお、実際にお支払いになった納税額とは異なる場合がありますので注意してください。

主に給与所得者の方の例　［給与から住民税を引かれている方　※特別徴収税額の決定の方］

（１）保護者の方の市民税の所得割額で算定します。（ただし、税額控除前所得割額が基準となります。）
（２）「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」の「市民税」の欄をご覧ください。
（３）階層を決定する市民税の所得割額は、**「④税額控除前所得割額（Ａ）－調整控除額－税額調整措置による税額調整（※⑤税額控除額の一部）＝保育料算定の基となる所得割額（市民税）」**となります。
（４）保護者の方の市民税の所得割額を合算し、保育料表にあてはめてください。
※調整控除額については、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」の裏面をご確認ください。
※税額調整措置による税額調整とは、非課税基準の金額を若干上回る所得を有する者の税引き後の所得金額が、非課税基準の金額を下回らないよう税額を減ずる調整措置のことです。
※通知書の様式は市区町村ごとに異なる場合があります。
※保育料は市民税額を基に算定します。県民税額は含まれません。

［参考例］
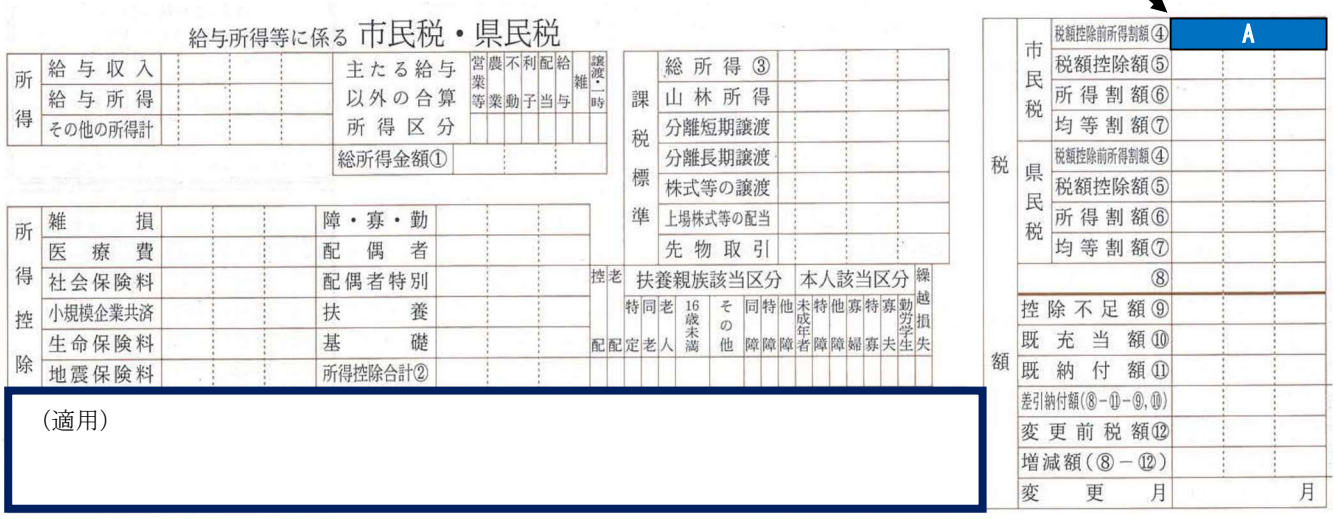
④税額控除前所得割額（市民税）－調整控除額－税額調整措置による税額調整※⑤税額控除額の一部
＝利用料算定の基となる市民税額